

大阪府障がい者虐待防止対策支援事業の主な取組み

資料2

目的	H29年度の主な取組み
<p>1. 市町村の虐待対応力の向上</p> <p>(1) 通報受理から終結に至るまでの虐待対応</p> <p>(2) 虐待の早期発見、未然防止</p>	<p>①市町村職員向け虐待対応研修の強化 ⇒基礎研修: 講義及び演習 (講義) 障害者虐待防止法の理解、虐待対応における権利擁護の視点、等 (演習) 事例を用いた初動期対応に関するグループワーク</p> <p>⇒現任研修: H29年度より管理職向け研修を新たに開催、講義及び演習にて実施。 管理職向け: 弁護士による講義(市町村の責務)、市町村管理職による事例報告等 担当者向け: 「家族関係の見立て」、「成年後見制度の利用促進」「DVの理解と障がい者虐待との連携」等に関するテーマを実施。H29年度より国研修を踏まえ「司法面接の技法を用いた知的障がいがある人に対する面接手法」を研修内容に含める。</p> <p>②市町村虐待対応ワーキングの継続 ⇒・終結事例(養護者、障がい者福祉施設従事者等)の検証 ・成年後見制度に関するアンケート、障がい者虐待防止に関する体制整備調査の実施</p> <p>③専門性強化事業の充実 ⇒・H29年度実績は8件(H30.1末時点) ・市町村ワーキングにおける終結事例の検証に活用</p>
<p>2. 障がい福祉サービス事業所の虐待防止</p>	<p>④事業所職員向け虐待防止研修の継続実施 ・管理者対象とした研修(事例を用いた演習を含む) ・平成28年度に引き続き、民間施設長を府研修の講師として起用。</p> <p>⑤事業所に対する実地指導 ・全事業者を対象とした集団指導 ・個々の事業者に対する計画的な実地指導</p>
<p>3. 関係機関との連携</p>	<p>⑥使用者虐待における大阪労働局との連携 ・定期的な実務者会議の実施</p> <p>⑦DV対応における連携 ・現任研修において、DVの理解と障がい者虐待対応との連携に関する講義実施、市町村DV担当職員向け研修にも、障がい者虐待に関する講義を導入</p>

大阪府内市町村における障がい者虐待防止の体制について

広報・啓発

- ・ 広報誌、パンフレット、ホームページで相談窓口や市民の通報義務を周知。
- ・ その他、ポスターやイベント等で啓発。

独自マニュアル等の作成

マニュアル	20市町村
業務指針	10市町村
対応フロー	25市町村

分離のための居室の確保

- ◆ 居室を確保している市町村数 **H28 32市町村**
- ※ 障がい者虐待対応専用でない居室や他市と共同で活用している居室も含む。

【主な確保先】

- ・ 障がい者支援施設（最多）
- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 短期入所施設
- ・ 宿泊型自立訓練施設
- ・ 共同生活援助

レビュー会議

- ◆ H27年度：10市町村が実施
- ◆ H28年度：15市町村が実施
- 実施頻度は月1回、年1～2回、随時、等

関係機関との連携

・ 障がい分野のほか、児童・高齢・DV等関係分野、その他にも民生委員や医療関係者等とのネットワーク会議の実施。

虐待防止研修の実施状況

- ◆ 年間5回以上実施しているのは3市。
- ◆ 市民向け研修を兼ねて実施する市町村もある。

		虐待防止センター職員向け	事業所向け
H27	実施市町村数	6市町村	16市町村
	年間平均	2.5回	2.5回
H28	実施市町村数	10市町村	19市町村
	年間平均	2.3回	2.5回

やむを得ない事由による措置に関する対応状況

	実施市町村数	年間計
H27	6市町村	8回
H28	9市町村	16回

※ 厚生労働省による調査とは件数が異なります。

府レビューシート

- ◆ H27年度
府レビューシート使用：24市町村
独自の台帳：10市町村
台帳を使用していない：8市町村
事例があれば使用：1市町村
- ◆ H28年度
府レビューシート使用：26市町村
独自の台帳：10市町村
台帳を使用していない：6市町村
事例があれば使用：1市町村

初期段階

- ・ 通報受理
- ・ 事実確認
- ・ 虐待認定
- ・ 緊急性の判断⇒分離の措置

対応段階

- ・ 分離保護、見守り
- ・ 障がい福祉サービス等の提供、調整
- ・ 養護者支援

評価

- ・ 対応の振り返り
- ・ 対応の検証
- ・ 虐待が解消されたかの評価

終結

参考：虐待対応フロー

PDCAサイクル

障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施

1. 市町村・虐待防止センター対応職員コース内容(基礎研修・現任研修)

		基礎研修	現任研修
対象者		市町村障がい福祉担当課職員または市町村虐待防止センター職員で、主に新任者	市町村・虐待防止センター職員または市町村虐待防止センター職員（管理者含む）
研修日程		講義1日、演習1日	研修 3日（講義・演習）
目的		市町村においては、専門職の専従配置が難しく、新年度人事異動後の虐待対応新任者への研修として位置づけ、継続的な支援を行えるよう年度当初に実施。法の主旨、制度内容を理解し、基本的な対応スキル、特に初動期対応に重点を置き学ぶ。	養護者虐待だけでなく、施設従事者、使用者からの虐待についても虐待事案を活用した演習を行い、複層的な要因が絡む困難事例に対処できることを目的としており、国研修の内容等を考慮し、管理者及び現任者を対象として実施。
カリキュラム	講義	「障害者虐待防止法における市町村の責務」 「障がい者虐待対応における権利擁護の視点」 「施設従事者による障がい者虐待の対応」 「警察における障がい者虐待の対応」 「使用者による障がい者虐待の対応」 「労働局における障がい者虐待の対応」等	「障がい者虐待対応における市町村の責務」 「障がい者施設従事者虐待の対応について」 「司法面接の技法を用いた知的障がいがある人に対する面接手法」 「成年後見制度の理解」 「家族関係の見立て」 「DVの理解と障がい者虐待との連携」 「市町村における障がい者虐待の対応」等
	演習	・養護者虐待に係る事例を通じた演習 ・障がい者虐待対応の流れ、市町村・虐待防止センター担当職員の役割など、マニュアルに沿った場面設定に基づいて、基本的な対応をグループワークで習得する。	・養護者虐待において、市町村のニーズや大阪府の障がい者虐待の現状、国研修の内容ををふまえながら、専門性の高いテーマを抽出して研修を実施。 ・養護者虐待以外にも、施設従事者虐待や使用者虐待についても理解を深める。
実績		受講者数 H27 90名 H28 104名 H29 112名	受講者数 H27 64名（2回実施） H28 193名（3回実施） H29 7月：61名 1月：61名 3月にも実施予定

障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施

2. 障がい福祉サービス事業所等コース

国研修受講者及び外部講師(民間施設長)を指導者にした講義並びに、演習形式の研修を実施。
 ⇒事業所等において、虐待防止(伝達)研修の実施、虐待防止委員会の設置を推奨。

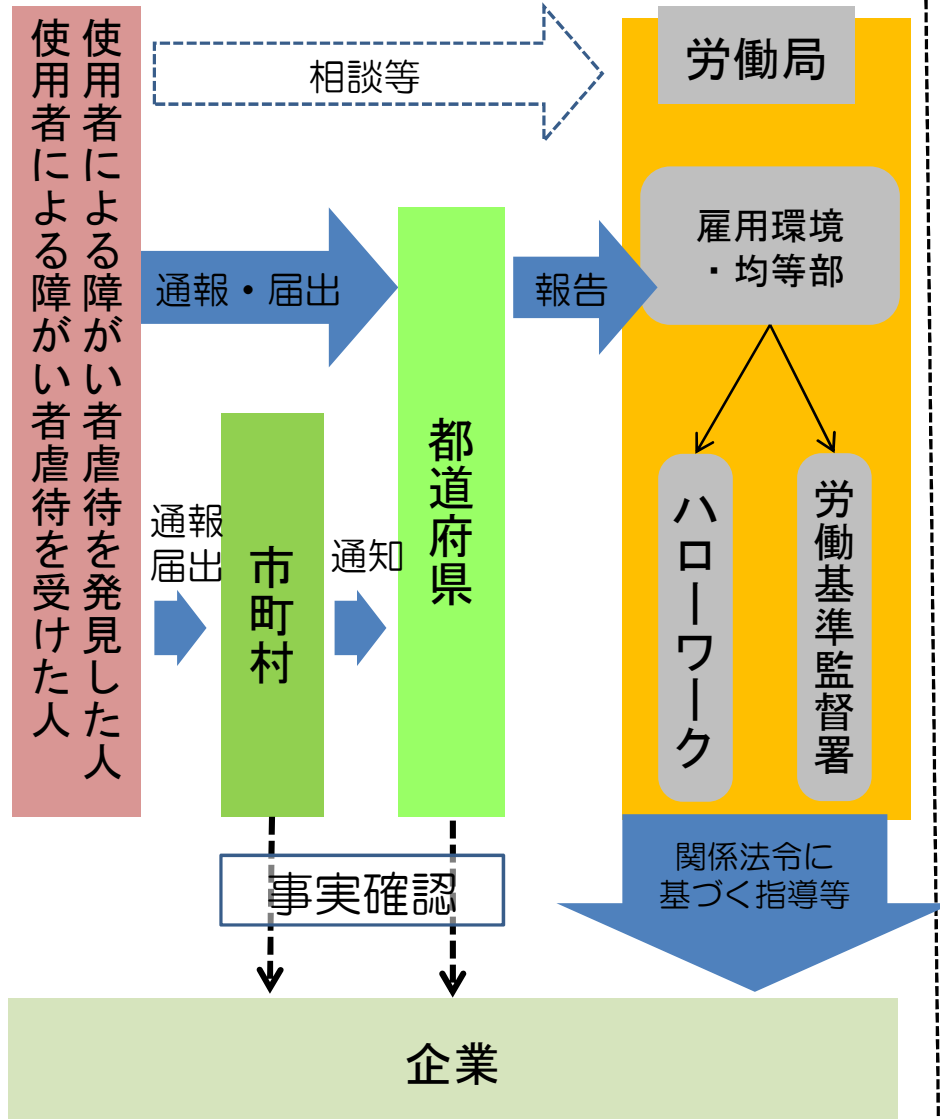
⇒平成28年度より、民間の障がい福祉サービス事業所の管理者を国研修に派遣し、府での演習講師として起用。平成29年度においても同様に演習講師として起用するとともに、平成28年度の演習講師には、平成29年度はファシリテーターとして参画頂く。

* H29年度の研修(11~12月に開催)においては1,210名の申込みがあり、1,072名が受講。

対 象 者	障がい福祉サービス事業所職員向け(平成29年11月~平成29年12月開催)
カリキュラム	講義(1日): 「障害者虐待防止法・対応に関わる法の理解」 「大阪府における障がい者虐待防止・対応の現状」 「障がい者虐待と権利擁護」等 演習(1日×4回): 「障がい者虐待防止の対応、体制づくり、組織運営について」 「不適切な支援への気づき」等
開 催 時 期	平成29年11月~平成29年12月
実 績 (受講者数)	H27: 750名 H28: 982名 H29: 1,072名(11~12月 開催)(申込者数: 1,210名)

使用者虐待の対応

使用者による障がい者対応
(厚生労働省スキーム)



使用者による障がい者対応
(大阪方式)

